

龍ヶ崎市コンプライアンス推進条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、職員のコンプライアンス（職務に係る倫理保持及び法令遵守をいう。）を推進するための環境及び体制の整備に関して必要な事項を定めることにより、公正な職務の遂行を確保し、もって市民に信頼される市政運営を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市から事務又は事業を受託したもの（以下「受託者」という。）並びにその役員及び受託した業務に従事している者

ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）並びにその役員及び管理の業務に従事している者

エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき市の業務に従事している者

オ アからエまでに掲げる者であった者

(3) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(4) 管理監督者 職員を管理監督する立場にある者をいう。

(5) 事業者等 受託者及び指定管理者並びにその役員、従業員その他の者をいう。

(6) 公益通報 職員等が、市が実施する事務又は事業に関し、次のいずれかの行為が生じ、又は生じようとしていると思料する場合に行う通報をいう。

ア 法令（条例，規則，訓令等を含む。以下同じ。）に違反する行為

イ 人の生命，身体，財産その他の利益を害する行為

ウ 公益に反する行為又は公正な職務を損なう行為

- (7) 不正な行為 公益通報の対象となる行為をいう。
- (8) 働きかけ行為 職員に対し、請負その他の契約、許認可その他の行政処分、事業採択、人事その他の職務に関して、次に掲げることを求める行為であって、職員の公正な職務の遂行を妨げることを働きかけるもの（暴力的行為、脅迫、どう喝その他の社会的常識を逸脱した手段によるものを含む。）をいう。
- ア 特定のものに対して有利な又は不利な取扱いをすること。
- イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。
- ウ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- エ 遂行すべき職務を行わず、又は定められた期間までに行わないこと。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、法令に違反すること又は職員としての倫理に反することを行うこと。

（職員の倫理的行動の保持及び法令遵守の原則）

第3条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、正当な理由なく一部のものに対して有利な又は不利な取扱いをする等不公正な扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って公正な職務の遂行に当たらなければならない。

- 2 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 3 職員は、職務の公正を損なうおそれ又は職務に不当な影響を及ぼすおそれのある職務上知り得た情報について、秘密を保持しなければならない。
- 4 職員は、職務の遂行に当たっては、法令を遵守し、不当な要求又は行為に対しては、いかなる立場のものからのものであってもき然として対応しなければならない。
- 5 職員は、行政の透明化の推進と説明責任を果たすことにより、市政に対する市民の理解と協力を得られるよう努めなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、前条に規定する倫理保持及び法令遵守の原則に従い、不当な要求又は行為があったときは、これを拒否しなければならない。

- 2 職員は、前項の不当な要求又は行為があったときは、直ちに上司又は管理監督者（以下「上司等」という。）に報告しなければならない。
- 3 不当な要求又は行為を行う者が上司等又は任命権者に関係していると考えられる場合は、第8条に定める龍ヶ崎市公益通報等審査会に対し、直接、公益通報又は働きかけ行為の報告（以下「公益通報等」という。）をすることができる。

（管理監督者の責務）

第5条 管理監督者は、自ら服務規律の確保を図るとともに、管理又は監督の対象となる職員の職務に係る倫理保持及び法令遵守に関し、必要な指導を行い、適正かつ公正な職務の遂行を確保しなければならない。

（任命権者の責務）

第6条 任命権者は、職員の職務に係る倫理保持のために必要な研修の実施、公益通報等を行った者（以下「公益通報者等」という。）の保護その他の措置を講ずるものとする。

（事業者等の責務）

第7条 事業者等は、市の受託業務又は指定管理業務を実施するに当たり、職員に対して、公正な職務の遂行を損なう不正な行為及び働きかけ行為により、要求の実現を図る行為をしてはならない。

（公益通報等審査会）

第8条 公益通報及び働きかけ行為の報告について調査、審査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、龍ヶ崎市公益通報等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員3人をもって組織する。
- 3 委員は、弁護士その他の法令に関し専門知識を有する者で、かつ、公正な判断及び中立的な立場の保持ができる者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（審査会の組織）

第9条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第10条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の会議は、非公開とする。

4 審査会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(審査会の所掌事項)

第11条 審査会は、次条又は第14条の規定による公益通報等を受けたときは、当該公益通報等の内容について調査及び審査を行う。

2 審査会は、前項の調査及び審査を行う決定をしたときは、公益通報者等に通知するものとする。

3 審査会は、第1項の調査及び審査の結果、当該公益通報等の内容が事実であると認めるときは意見を付して、当該公益通報等の内容が事実でないとき、事実の存否が明らかにならないとき又は公益通報等に該当しないときはその旨を、任命権者に通知するものとする。

4 審査会は、第1項の調査及び審査の結果を公益通報者等に通知しなければならない。ただし、匿名又は通知を希望しない公益通報者等その他通知することが適当でないとき認め公益通報者等については、この限りでない。

5 審査会は、任命権者が正当な理由なく第13条又は第15条の規定による措置を講じなかった場合は、これを公表することができる。

6 第1項から第5項までの規定は、第16条第2項の規定による是正の申立てに係る調査及び審査について準用する。

7 審査会は、第18条の規定による事前の相談を受けたときは、必要な助言を行う。

(公益通報)

第12条 職員等は、公益通報を行うことができる。ただし、不正の利益を得ること、他人に損害を加えることその他の不正の目的のために公益通報を行うことはできない。

2 職員等は、公益通報を行おうとする場合は、直接又は管理監督者を通して審査会に書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を含む。）を提出することにより行わなければならない。

3 職員等は、公益通報を行おうとする場合は、氏名を明らかにしなければならない。ただし、公益通報の根拠を具体的に審査会に示すことができる場合は、匿名で通報することができる。

4 職員等は、公益通報を行うに当たっては、確実な資料に基づき誠実に行うよう努めなければならない。

（公益通報に係る措置）

第13条 任命権者は、第11条第2項の規定により審査会から公益通報の内容が事実である旨の通知を受けたときは、当該公益通報に係る行為を是正するとともに再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（働きかけ行為への組織的対応）

第14条 職員は、働きかけ行為があったときは、その行為の内容を記録して上司等へ報告しなければならない。ただし、働きかけ行為に上司等が関係している場合は、審査会に直接報告するものとする。

2 上司等は、前項の規定による報告を受けたときは、その記録を審査会に提出しなければならない。

（働きかけ行為に係る措置）

第15条 任命権者は、第11条第2項の規定により審査会から働きかけ行為が事実である旨の通知を受けたときは、当該働きかけ行為を行った者に対して文書で警告を行うものとする。

2 任命権者は、前項の警告を行ってもなお働きかけ行為が引き続き行われ、公正な職務の遂行に重大な支障が生じると認めるときは、当該働きかけ行為を行う者の氏名及び警告の内容を公表することができる。

3 任命権者は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらか

じめ、審査会の意見を聴かなければならない。

- 4 任命権者は、第2項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ働きかけ行為を行う者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(不利益な取扱いの禁止等)

第16条 職員等は、公益通報等を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

- 2 職員等は、公益通報等を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けた場合は、審査会に対して不利益な取扱いの是正の申立てをすることができる。

(不利益な取扱いの是正等)

第17条 任命権者は、職員等が公益通報等を行ったことにより、職員から不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、直ちに改善又は防止のための措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員等が公益通報等を行ったことにより、事業者等から不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該不利益な取扱いについて事業者等に是正を求めなければならない。
- 3 任命権者は、公益通報等の内容が事実でないことが判明した場合において、当該公益通報等に係る関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表その他の名誉を回復するための適切な措置を講じなければならない。

(事前相談)

第18条 職員等は、公益通報等の対象となることが疑われる行為があったときは、公益通報等を行う前に審査会に対してあらかじめ相談をすることができる。

(利益相反関係の排除)

第19条 職員は、自らが関係する公益通報等の対応に、関与してはならない。

(守秘義務)

第20条 公益通報等に関与する者は、公益通報者等が特定されるおそれがある事項、その他職務上知り得た事項に係る秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。